

# 全救協

2015

No. 149

● メッセージフロムエディター 1

福祉人材の確保・育成を目指して  
総務・財政・広報委員／佐賀整肢学園・  
かんざき日の隈寮 大島 毅

● 特集 2～6

社会福祉法等の一部を改正する法律案について

● 制度改革関係情報 7～9

平成28年度予算概算要求の概要  
生活困窮者自立支援制度全国担当者会議  
の開催  
生活保護被保護者調査（平成27年8月分  
概数）結果  
マイナンバーの登録対象者による居所情  
報の登録申請が間に合わなかった場合等  
の取扱いについて（通知）  
社会福祉・介護事業における労働災害の  
発生状況（平成27年上半年）  
産業医の選任の改善について

● ブロックだより 10～12

近畿地区救護施設協議会  
北陸中部地区救護施設協議会

● 行動指針レポート 13～15

中国四国地区救護施設協議会  
九州地区救護施設協議会

● 活動日誌 平成27年7月～11月 16

Message from Editor

## 福祉人材の確保・育成を目指して

総務・財政・広報委員／佐賀整肢学園・かんざき日の隈寮 大島 毅

福祉人材が不足する昨今、いかにして人材を集め、職員教育を行うかは、福祉施設にとって大きな課題です。どんなに素晴らしい計画があっても、それを実行するのは職員一人一人であり、マンパワーが事業成功の鍵を握るといっても過言ではありません。

佐賀整肢学園・かんざき日の隈寮は、平成20年に佐賀県より経営移譲され、「人材は宝」という理念のもと、福祉人材の育成に取り組んできました。今のところ、職員の教育システムが上手く機能しており、新人職員もスムーズに職場に馴染んでいます。有資格者の待遇改善を図り、定期的な勉強会の実施等、資格取得をサポートした結果、全職員の半数以上が社会福祉士と介護福祉士を有するようになりました。また、年次有給休暇の100%取得等、働きやすい職場環境を整備できたことで、平成21年以降、退職者はおりません。法人内の他事業所が職員採用で苦勞している中、幸いに学生から毎年就職の希望があり、嬉しい限りです。学生の話の聞いてみると、生き生きと働いている職員の姿は、就職先を選ぶ大きな決め手となっているようです。今後、継続して人材を確保・育成するためには、キャリアパス制度の充実、多様な勤務・雇用形態の整備が必要です。そして、組織を盤石なものにするためには、幹部職員の育成も重要な課題となっています。

救護施設は、他の福祉施設とは異なり、多種多様な特性をもった方が入所されており、支援内容は複雑で多岐に渡っています。地域におけるセーフティネットとしてなくてはならない存在です。福祉を志す学生から見ると、やりがいを感じている部分ではありますが、まだまだ認知度が低いのが現実です。全救協ではこの度、救護施設PRパンフレットを改訂しました。本会の総務・財政・広報委員として、学生や地域社会に向けて、生活困窮者支援を実践している救護施設の存在意義をアピールする手段になればと願っています。施設のホームページやパンフレットと合わせて、活用していただきますようお願い申し上げます。

平成27年4月3日、政府は「社会福祉法等の一部を改正する法律案」（以下、法案）を閣議決定し、第189回国会に提出しました。法案は、社会保障審議会福祉部会報告書等を踏まえたものとなっています。

その後、法案は、7月1日に衆議院付託（厚生労働委員会）、7月3日に提案理由説明（塩崎厚生労働大臣）、7月8日に厚生労働委員会での法案審議、7月10日に参考人質疑を経て、7月31日に衆議院本会議にて賛成多数で可決し、附帯決議（6ページ参照）が付され参議院に送致されたものの、第189回国会での成立はなされず、継続審査となりました。

前回の会報No.148号（平成27年6月30日発行）の制度改革関係情報にて法案動向の概要を掲載しておりますが、一般の法案の内容の理解を深めるために、今回の特集ではその策定経緯及び概要についてお伝えいたします。

全国救護施設協議会

### （1）法案策定の経緯について

社会福祉法人は、社会福祉事業の実施を主たる目的とする非営利法人として、長年、福祉サービスの供給確保の中心的な役割を果たしてきました。この間、福祉サービスの利用の仕組みが行政による措置から利用者との契約に移行し、株式会社やNPOなど多様な経営主体による福祉サービスへの参入が進んでいます。こうした中、福祉サービスの供給体制における社会福祉法人の位置付けは変化しています。

社会福祉法人の今日的な意義は、社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的な役割を果たすだけでなく、他の経営主体では対応困難な福祉サービスの供給を含め、多様化・複雑化する福祉ニーズを充足するための取組を積極的に講じ、地域社会に貢献することにあります。社会福祉法人がこうした地域福祉の中心的な担い手としての役割を果たすことができるよう、公益性と非営利性を備えた法人の在り方を徹底する観点からの制度の見直しが求められています。

このため、平成18年の公益法人制度改革を踏まえて社会福祉法人の公益性・非営利性を徹底するとともに、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を確立する観点から、「社会福祉法等の一部を改正する法律案」が第189回通常国会に提出されました。

この法案では、社会福祉法人について、①経営組織のガバナンスの強化、②事業運営の透明性の向上、③財務規律の強化、④地域における公益的な取組の責務化、⑤行政の関与の在り方の見直しを図ることとしています（図1）。

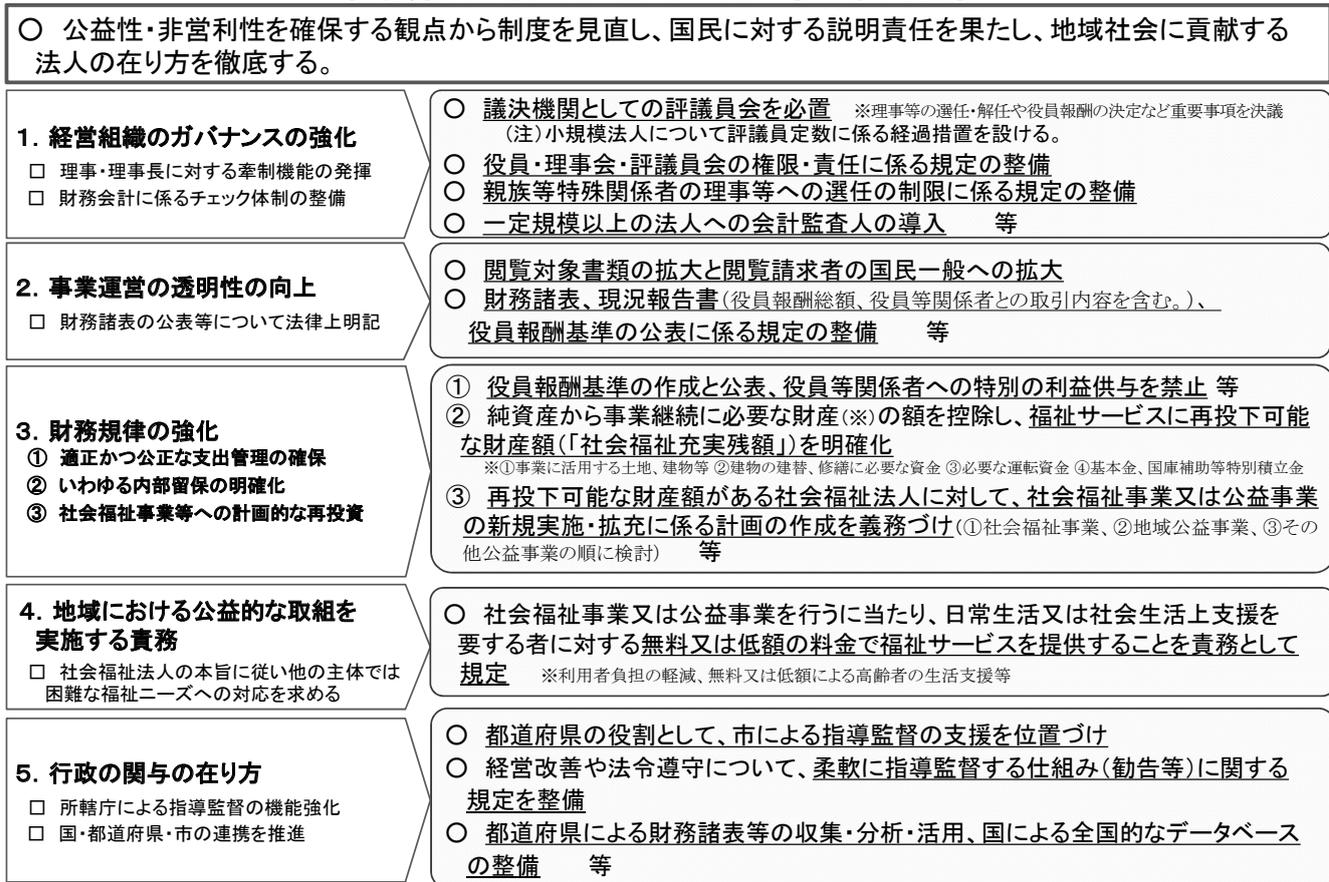
### （2）法案の概要について

#### ①経営組織のガバナンスの強化

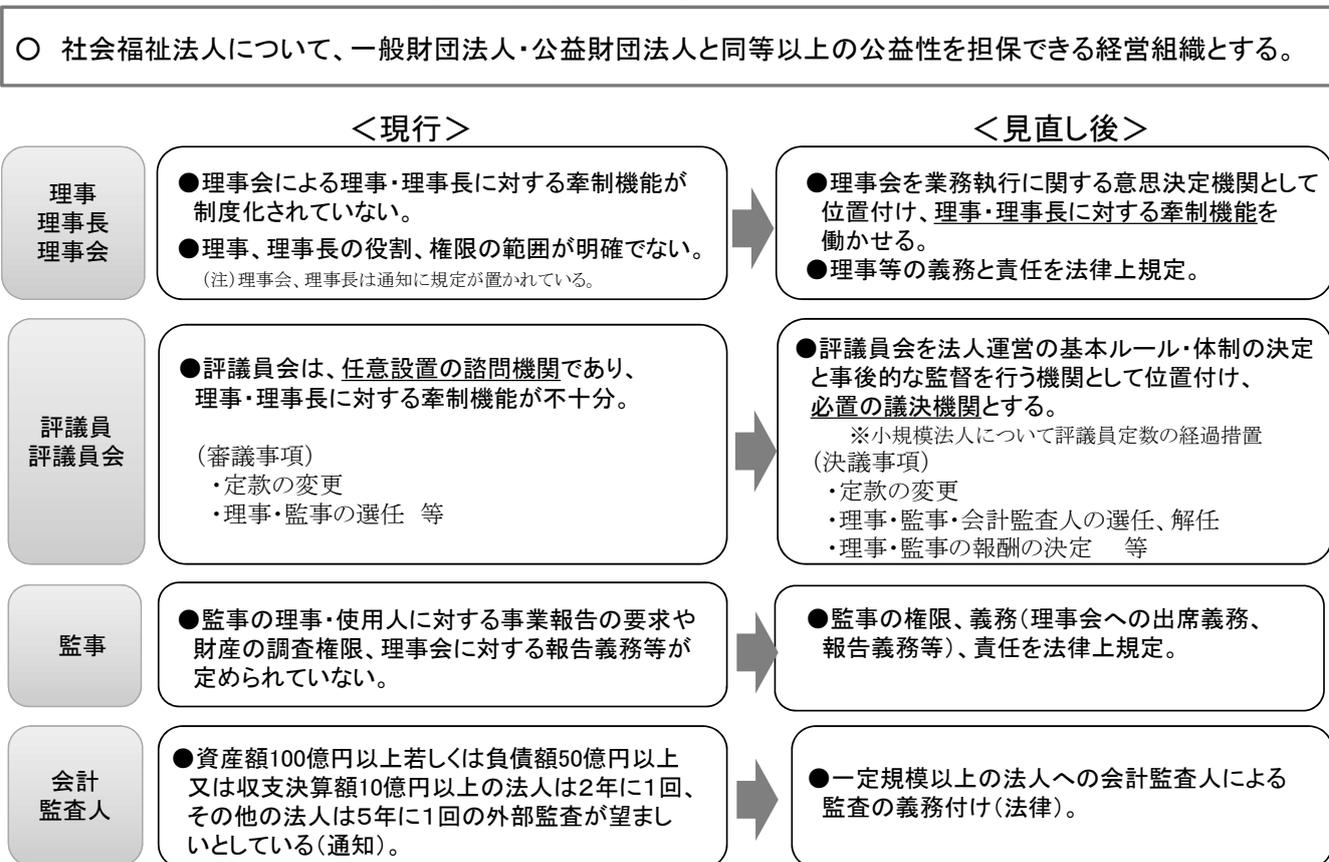
理事、監事など社会福祉法に規定されている社会福祉法人の経営組織は、社会福祉法人制度発足当初以来のものであり、今日の公益法人に求められるガバナンスの機能を十分果たせる仕組みとなっていないといえます。平成18年の公益法人制度改革では、一般財団法人・公益財団法人について新たな機関設計が導入されており、社会福祉法人が備えるべき公益性・非営利性を徹底するためには、公益財団法人と同等以上の公益性・非営利性を担保できる経営組織とすることが必要です。

このため、法案では、公益法人制度改革を参考にしながら、①理事会を業務執行に関する意思決定機関として位置付け、理事・理事長に対する牽制機能の付与、②議決機関としての評議員会の必置化、理事・理事会に対する牽制機能の付与、③役員の権限・義務・責任等の明確化、④一定規模以上の法人に対する会計監査人の設置義務化等を講じることとしています（図2）。

(図1) 社会福祉法人制度の改革 (主な内容)



(図2) 経営組織の在り方について



(図3) 運営の透明性の確保について

- 社会福祉法人の高い公益性に照らし、公益財団法人以上の運営の透明性を確保することとし、以下の事項を法令上明記。
  - ・ 定款、事業計画書、役員報酬基準を新たに閲覧対象とすること
  - ・ 閲覧請求者を利害関係人から国民一般にすること
  - ・ 定款、貸借対照表、収支計算書、役員報酬基準を公表対象とすること
- 既に通知により公表を義務付けている現況報告書(役員名簿、補助金、社会貢献活動に係る支出額、役員の子親族等との取引内容を含む。)について、規制改革実施計画を踏まえ、役員区分ごとの報酬総額を追加した上で、閲覧・公表対象とすることを法令上明記。
- 国民が情報入手しやすいホームページを活用して公表。

	現行		見直し案		公益財団法人		規制改革 実施計画
	備置き・ 閲覧	公表	備置き・ 閲覧	公表	備置き・ 閲覧	公告・ 公表	公表
事業報告書	○	—	○	—	○	—	—
財産目録	○	—	○	—	○	—	—
貸借対照表	○	○ (通知)	○	○	○	○	○ (通知で措置済)
収支計算書(事業活動計算書・資金 収支計算書)	○	○ (通知)	○	○	○	○	○ (通知で措置済)
監事の意見を記載した書類	○	—	○	—	○	—	—
現況報告書(役員名簿、補助金、社 会貢献活動に係る支出額、役員 の親族等との取引状況を含む。)	—	○ (通知)	○	○	○	—	○
役員区分ごとの報酬総額	—	—	○ (※)	○ (※)	○	—	○
定款	—	—	○	○	○	—	—
役員報酬基準	—	—	○	○	○	○	—
事業計画書	—	—	○	—	○	—	—

(※)現況報告書に記載

このうち、評議員会の必置については、社会福祉法人の事業規模は様々であることから、一定の事業規模(※政令で基準を定める)を超えない法人は、施行から3年間、評議員の定数を「4人以上」とすることとしています。

評議員の選任方法については、法律上、社会福祉法人が定款に定め、所轄庁の認可を受けることになっておりますが、理事・理事会が評議員を選任・解任する旨の定めは認められていません。

## ②事業運営の透明性の向上

社会福祉法人は高い公益性と非営利性を備えた法人であり、その運営の状況について、国民に対する説明責任を十分に果たす必要があります。情報の公表を推進する観点から、既に現況報告書や貸借対照表、収支計算書について、インターネットを活用して公表するよう通知により指導していますが、平成18年の公益法人制度改革では、役員報酬基準を含む広範な書類の備

置き・閲覧が義務化されており、社会福祉法人についてもこれまで以上に積極的に情報を公表することが求められます。

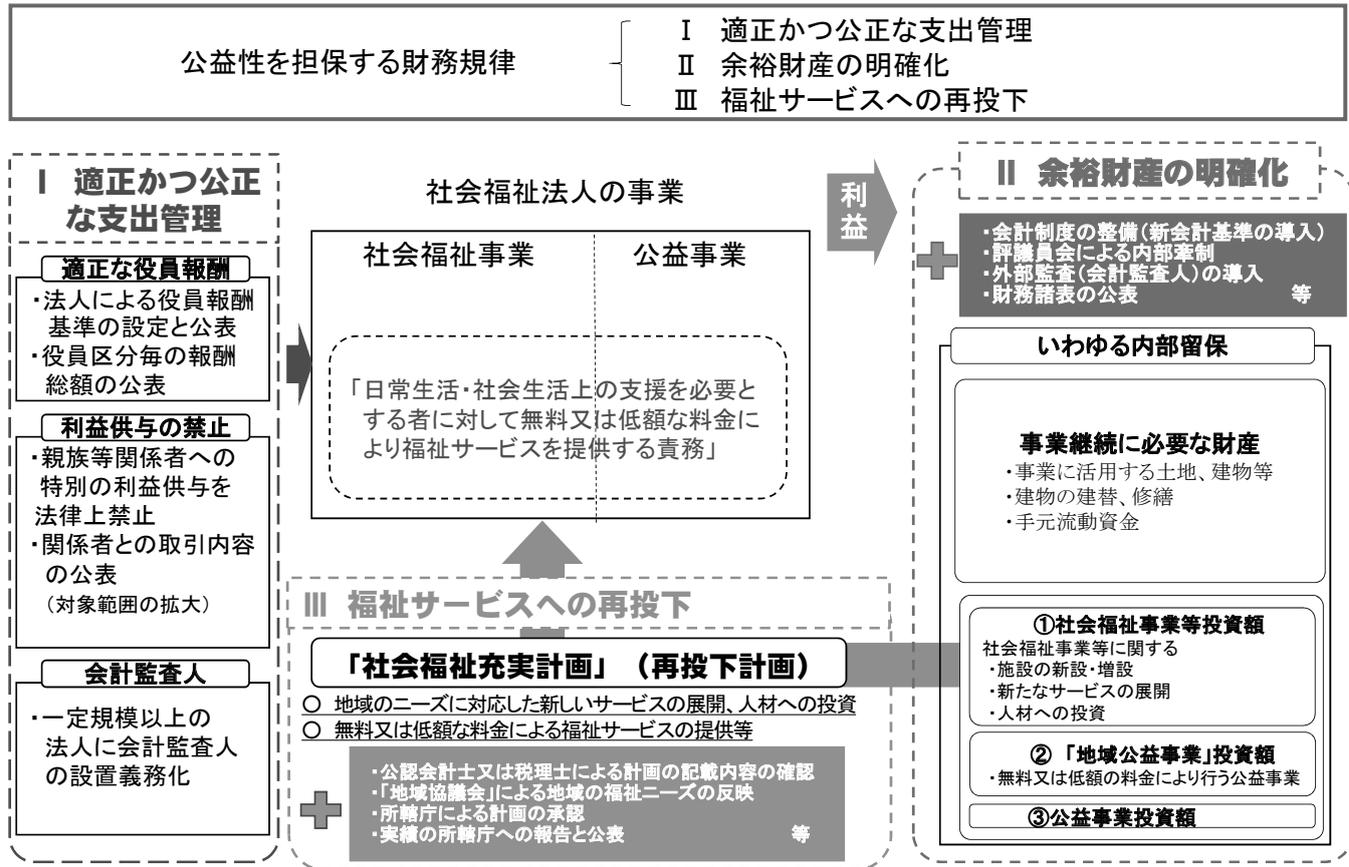
このため、法案では、①閲覧対象書類の拡大、閲覧請求者の国民一般への拡大、②財務諸表や業務運営についての情報(役員報酬基準、役員区分毎の報酬総額、親族等関係者との取引内容を含む。)の公表、③国民が情報を入手しやすいインターネットによる公表の義務付け等を講じることとしています(図3)。

## ③財務規律の強化

社会福祉法人は、高い公益性・非営利性にふさわしい財務規律を確立する必要があり、特に、適正かつ公正な支出管理が強く求められています。

このため、法案では、①法人による役員報酬基準の設定と公表、②役員区分毎の報酬総額の公表、個別の役員等の報酬額の所轄庁への報告、③親族等関係者への特別の利益供与の禁止、④

(図4) 社会福祉法人の財務規律について



親族等関係者との取引内容の公表の義務付け等を講じ、適正かつ公正な支出管理を図ることとしています(図4)。

また、これまで諸方面から、社会福祉法人が事業運営の中で財務的な余裕を生じさせているのではないかという議論がある一方、現在の社会福祉法人制度においては、保有する財産の内容・内訳や用途に関する法制度上のルールがないことから、国民・地域住民に対する説明責任を制度上果たすことが困難な状態に置かれているといえます。

このため、現行制度について改善を図り、社会福祉法人が保有する財産(ストック)の内容・内訳について明確なルールの下、法律上明らかにする仕組みを設けるとともに、さらに、保有する財産について、社会福祉法人の本旨に即して、保有又は再投下に係る法制度上の明確なルールを設けることとしたものです。

法案では、いわゆる内部留保から、社会福祉法人が現在の事業を継続するために必要な財産

額を控除することにより、再投下可能な財産(社会福祉充実残額)を明確化し、これを社会福祉事業の拡充等に計画的に再投下することとしています(図4)。

事業継続に必要な財産については、今後、省令により具体的な算定方法を定めていくこととしています。

#### ④地域における公益的な取組の責務化

社会福祉法人は、社会福祉事業の中心的な担い手としての役割を果たすだけでなく、営利企業など他の経営主体では困難な福祉ニーズに対応することが求められる法人であり、人口構造の高齢化、地域社会や家族の変容に伴い福祉ニーズが多様化、複雑化する中、こうした社会福祉法人の役割は益々重要になってきています。

こうした状況を踏まえ、税制優遇措置が講じられている公益性の高い法人としての在り方を徹底し、その役割を明確化する観点から、地域における公益的な取組を行う責務を法律上規定

することとしています。

### ⑤行政の関与の在り方の見直し

所轄庁による指導監督は、社会福祉法人の適正な運営を確保する上で重要なものですが、地域によって異なる規制や過剰な規制が行われ、社会福祉法人に過剰な負担が生じているといった指摘もあり、効率化と機能強化を図るとともに、統一性を確保することが求められます。

このため、法案では、①都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置付けるとともに、②経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監

督する仕組み（勧告等）に関する規定の整備や③都道府県による財務諸表等の調査・分析・活用や全国的なデータベースの整備を図ることとしています。

### (3) おわりに

今般の社会福祉法人改革の意義を十分に理解し、地域の様々な福祉ニーズへの対応に積極的に取り組み、地域福祉の向上に貢献することを救護施設に期待しています。

(厚生労働省 社会・援護局  
福祉基盤課 山崎 珠美)

#### ■社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 社会福祉法人の経営組織のガバナンスを強化するには、評議員、理事等の人材の確保や会計監査人の導入等、新たな負担も懸念される。このため、特に小規模の法人については、今後も安定した活動ができるよう、必要な支援に遺憾なきを期すこと。
- 二 いわゆる内部留保の一部とされる「社会福祉充実残額」を保有する社会福祉法人が、社会福祉充実計画を作成するに当たっては、他産業の民間企業の従業員の賃金等の水準を踏まえ、社会福祉事業を担う人材の適切な処遇の確保に配慮することの重要性の周知を徹底すること。
- 三 事業の継続に必要な財産が確保できない、財産の積み立て不足が明らかな法人に対しては、必要な支援について検討すること。
- 四 地域公益活動の責務化については、待機児童、待機老人への対応など本体事業を優先すべきであり、社会福祉法人の役割と福祉の公的責任の後退を招くことのないようにすること。社会福祉法人設立の主旨である自主性と社会福祉事業の適切な実施に支障を及ぼすような過度の負担を求めるものではないことを周知徹底すること。
- 五 所轄庁による社会福祉法人に対する指導監督については、一部の地域において独自の取扱いが散見されるとの指摘もあることから、国の基準を一層明確化することで標準化を図ること。
- 六 現下の社会福祉施設における人材確保が困難な状況に鑑み、介護報酬、障害福祉報酬の改定による影響を注視しながら、職員の処遇の実態を適切に把握した上で、人材確保のための必要な措置について検討を行うこと。
- 七 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成廃止に当たっては、職員確保の状況及び本共済制度の財務状況の変化を勘案しつつ、法人経営に支障が生じないよう、障害者支援施設等の経営実態等を適切に把握した上で報酬改定を行うなど必要な措置を講ずるよう検討すること。
- 八 准介護福祉士の国家資格については、フィリピンとの間の経済連携協定との整合を確保する観点にも配慮して暫定的に置かれたものであることから、フィリピン政府と協議を進め、当該協議の状況を勘案し、准介護福祉士の名称、位置付けを含む制度の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずること。
- 九 介護職員の社会的地位の向上のため、介護福祉士の養成施設ルート为国家試験義務付けを確実に進めるとともに、福祉サービスが多様化、高度化、複雑化していることから、介護福祉士が中核的な役割及び機能を果たしていけるよう、引き続き対策を講ずること。
- 十 介護職員の処遇については、正規・非正規、フルタイム・パートタイム等にかかわらず、均等・均衡待遇を確保するよう努めること。

# 制度改革 関係情報

## ●厚生労働省

### 平成28年度予算概算要求の概要

厚生労働省の平成28年度予算の概算要求額は、一般会計で平成27年度比2.5%増の30兆6,675億円となっている。「新しい日本のための優先課題推進枠」としては、2,252億円を計上している。

消費税引き上げとあわせて行う社会保障の充実等については、「社会保障改革プログラム法第28条に規定する消費税・地方消費税の収入及び社会保障の給付の重点化・制度の運営の効率化の動向等をふまえ、予算編成過程で検討する」とされている。

平成28年度社会・援護局（社会）の概算要求額は、3兆2,084億円、平成27年度当初予算額は3兆1,643億円で、差し引き440億円の増（対前年度伸率1.4%）となっている。

主要事項は、保護費負担金が2兆9,006億円。生活困窮者等に対する自立支援策で577億円となっており、これは平成27年度から施行された生活困窮者自立支援法に基づき、いわゆる「第2のセーフティネット」を強化するものとして、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な相談支援や就労支援等を実施し、生活保護受給者支援策等との連携の下、生活困窮者の自立をより一層促進するとともに、生活困窮者支援を通じた地域づくりを推進するものである。また、新しい日本のための優先課題推進枠として、地域の福祉サービスに係る新たなシステム構築で73億円、子どもの学習支援事業等の充実・強化で54億円、生活困窮者等の就農訓練・中間的就労の推進で20億円等が計上されている。

社会福祉法人制度改革への対応では、社会福祉法人制度改革における財務諸表等電子開示システムの構築等が新規事項として8.1億円計上されている。これは、社会福祉法人が地域福祉の担い手としての役割を果たすことができるよう、財務諸表等電子開示システム（仮称）の構築や、評議員会の必置化に関する法人支援体制の構築等を行うことにより、社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上及び財務規律の強化等の改革を推進するものである。

詳しくは、厚生労働省のホームページに掲載されているので、ご参照いただきたい。

<http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/16syokan/dl/04-09.pdf>

## ●厚生労働省

### 生活困窮者自立支援制度 全国担当者会議の開催

平成27年9月14日、全社協灘尾ホールにて生活困窮者自立支援制度全国担当者会議が開催された。

行政説明、自治体からの発表、質疑・応答が議題となり、行政説明では、最初に生活困窮者自立支援制度の取組状況について説明された。

平成27年4月17日付けで厚生労働省が都道府県・政令指定都市・中核市あてに実施した調査結果によると、就労準備支援事業の実施割合は28%、家計相談支援事業の実施割合は23%、一時生活支援事業の実施割合は19%、子どもの学習支援事業の実施割合は33%であった。

平成27年4月～7月分の生活困窮者自立支援制度における支援状況調査集計結果では、全国の新規相談受付件数は人口10万人あたり16.6で国の目安値に対して約8割の水準であった。

プラン作成件数は同2.7で水準は低く、支援を提供するための速やかなプラン作成の促進が必要とされている。就労支援対象者数は同1.7で毎月着実に増加している。

平成27年6月末時点の、生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業所の認定状況（平成27年度第一四半期）については、認定件数は全国で57カ所、利用定員合計は288名であった。法人種別の状況では、社会福祉法人の保護施設が6、同高齢者関係が21、同障害者関係が1、その他29となっている。ブロック別にみると近畿が30と過半数を占めた。なお、認定をしている自治体は少なく、112自治体中17（約15%）であった。

行政説明では、その他にプラン作成と支援調整会議のポイント、住居確保給付金、平成28年度概算要求等、生活困窮者自立支援制度の推進と「自治体計画」、ハローワークと連携した就労支援、自治体における取組事例が説明された。

この担当者会議資料は、厚生労働省のホームページに掲載されているので、ご参照いただきたい。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000097949.html>

# 制度改革 関係情報

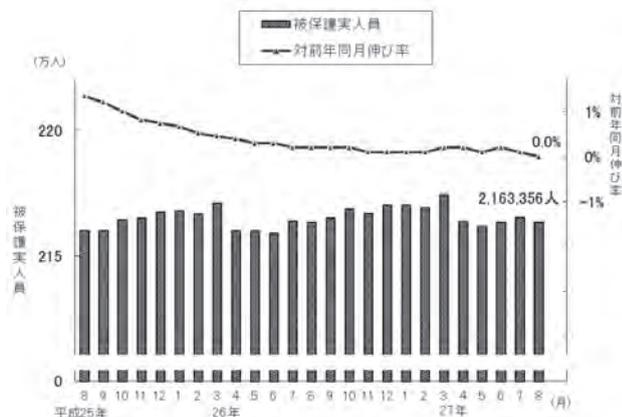
## ● 厚生労働省

### 生活保護被保護者調査 (平成27年8月分概数) 結果

平成27年11月4日、厚生労働省は被保護者調査（平成27年8月分概数）の結果をとりまとめた。被保護実人員は2,163,356人となり、前月より1,922人減少。対前年同月と比べると、204人増加した。

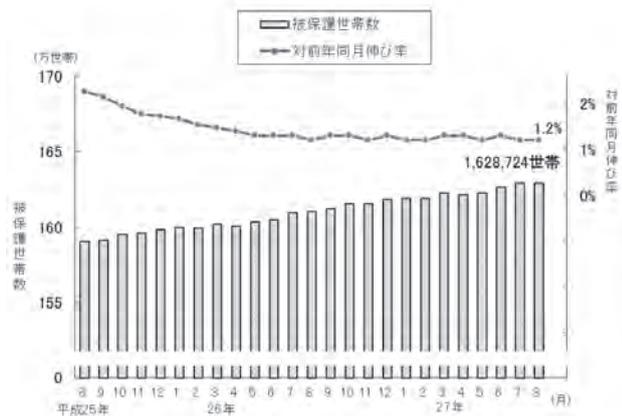
被保護世帯は1,628,724世帯となり、前月より181世帯増加。対前年同月と比べると、18,894世帯増加した。被保護実人員（各月間）と対前年同月伸び率（図1）及び被保護世帯数（各月間）と対前年同月伸び率（図2）については下図をご参照いただきたい。

被保護実人員（各月間）と対前年同月伸び率（図1）



注：平成26年3月分までは確定数

被保護世帯数（各月間）と対前年同月伸び率（図2）



注：平成26年3月分までは確定数

詳しくは、厚生労働省のホームページに掲載されているので、ご参照いただきたい。

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/hihogosya/m2015/dl/07-01.pdf>

## ● 総務省

### マイナンバーの登録対象者による 居所情報の登録申請が間に合わなかった場合等の取扱いについて(通知)

総務省より各都道府県社会保障・税番号制度担当部長に対し、「登録対象者による居所情報の登録申請が間に合わなかった場合等の取扱いについて（通知）」（平成27年10月5日総行住第155号総務省自治行政局住民制度課長通知）が発出された。この通知により同年9月25日の申請期限を過ぎた後も、住民票のある市区町村に居所情報登録をしていただくことにより、居所へ通知カードが再送されること等が整理された。マイナンバーの登録対象者である長期施設入所者で、住民票が施設所在地に無く、元の居住地においても受け取りの手段がない者等に関する部分は下記参考のとおり。

#### （参考：別添通知から抜粋）

- 番号利用法の施行時の住民への通知カードの送付に関し、登録対象者による居所情報の登録が間に合わなかった場合等における取扱い
  - 登録対象者による居所情報の登録が間に合わなかった場合、通知カードの送付を受けるまでに登録された居所地から他の居所地へ移動し（住所異動は無し）、当該登録された居所地には誰もいなくなった場合、通知カードの送付を受けるまでに住所地から居所地へ移動して（住所異動は無し）登録対象者となり、当該住所地には誰もいなくなった場合などにおいては、当該登録対象者は当該住所地又は当該登録された居所地で通知カードの送付を受けることができないため、当該通知カードは住所地区町村に返戻されることとなるが、その場合、次のア又はイのいずれかの対応を行うことができる。
    - 当該通知カードが住所地区町村に返戻された後、当該住所地区町村において住民票の記載事項の確認・調査を行い、他の市区町村への転出が確認されなかった場合や住民票の消除が行われていない場合には、一定期間（3月程度）当該通知カードを保管することとなる。  
当該通知カードの交付については、本人若しくはその代理人に来庁させ、若しくは職員が本人のもとへ出向き、又は再度簡易書留郵便等で本人に送付することにより行うものとされている。当該登録対象者に再度送付することとなった場合において、やむを得ない理由により当該登録対象者の新しい居所地に再度送付するときは、居所情報登録事務処理要領第2に準じて当該登録対象者に居所情報の登録申請を行ってもらい、登録された居所地に当該通知カードを再度送付する。

## ● 厚生労働省

### 社会福祉・介護事業における 労働災害の発生状況 (平成27年上半期)

厚生労働省は、各業種における平成27年上半期（1月～6月）の労働災害発生状況を取りまとめた。以下にポイントを紹介する。

- ◆社会福祉・介護事業における労働災害の発生状況
  - ・社会福祉・介護事業における労働災害は、年々増加傾向であり、27年上半期（1月～6月）でも前年比4%増となった。  
平成26年6月 2,448人→平成27年6月 2,546人  
事故の型別を見ると、「動作の反動・無理な動作」（34%）や「転倒」（33%）がといった行動災害が多い。
  - ・平成26年の「社会福祉施設」における労働災害発生状況と労働災害による腰痛の発生状況については、労働災害の死傷者数は7,224人、腰痛の発生件数は1,023人（災害性腰痛と慢性腰痛の件数を合わせたもの）。
  - ・社会福祉・介護事業では雇用者も増加しているが、災害発生率も増加している。なお、死傷年千人は、率平成20年 1.8 → 平成26年 2.0。  
※死傷年千人率（労働者1,000人あたり1年間に発生する死傷者数）
  - ・社会福祉・介護事業における労働災害は、50歳以上の被災者が半数以上を占め、高齢の被災者が多い。経験年数3年未満の被災者が4割以上を占めている。
- ◆社会福祉・介護事業における転倒災害の発生状況
  - ・社会福祉・介護事業の転倒災害は、平成26年は2,259件で全体の31%を占め、前年同期に比べ8%増加。年々大幅に増加している。
  - ・社会福祉・介護事業における転倒災害の特徴は9時～11時台に多く発生。50歳以上の災害が約7割を占め、かつ年々増加傾向にある。休業見込期間が1月以上の者が約6割と、長期の休業になるおそれがある。
- ◆社会福祉・介護事業における交通労働災害の発生状況
  - ・社会福祉・介護事業の交通労働災害は、平成27年上半期に156件発生しており、大雪の発生した平成26年を除いても増加傾向にある。また、交通労働災害による死亡者も平成27年上半期だけで12人に上っている。
  - ・交通労働災害の特徴は、11時台、16時台に多く発生。利用者宅への訪問途中が半数を占め（54%）、次いで利用者の送迎途中が多い（17%）。また、一度に3人以上の労働者が被災する重大災害も、上半期に6件発生している。
  - ・自動車による事故は全体の半数あるが、二輪（自転車含む）によるものも4割を超えている。
- ◆社会福祉・介護事業における腰痛の発生状況
  - ・社会福祉・介護事業における腰痛は一貫して増

加している。

- ・社会福祉・介護事業における腰痛の特徴は、月曜日にやや多く発生。次に木曜日。日曜日は少ない。
- ・9時～11時台に多く発生している。
- ・29歳未満の若い世代での発生率が高い。
- ・経験年数3年未満の被災者が、全体の54%を占める。
- ◆社会福祉・介護事業における精神障害の労災請求状況
  - ・介護現場における精神障害の労災請求件数は件数が増加しており、業種別にみても件数が多い。平成26年の社会保険・社会福祉・介護事業（産業分類）は140件。  
⇒平成26年6月25日に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律により、ストレスチェックと面接指導の実施等が事業者の義務となる（平成27年12月1日施行）。この詳細は厚生労働省のホームページに掲載されているので、ご参照いただきたい。  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei12/kouhousanpo/summary/>

## ●厚生労働省

### 産業医の選任の改善について

労働安全衛生法（以下、法）により、事業者は産業医の配置が義務付けられているが、産業医として選任できる者の事業場等における役職については、法又は規則で制限は設けられていないため、医療法人の理事長、病院の院長等が産業医を兼務している事例がみられている。

しかしながら、法は、事業者を代表する者や事業場においてその事業の実施を総括管理する者は、労働者の健康管理よりも事業経営上の利益を優先する可能性も考えられるため、産業医を兼務することを想定していないことから、以下の者を産業医として選任している場合、早期に改善する必要がある旨の周知が厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署より図られている。

- ①法人の代表者又は事業経営主（事業者の代表者）  
（例）医療法人又は社会福祉法人の理事長
- ②事業場においてその事業の実施を総括管理する者（事業場代表者）  
（例）病院又は診療所の院長、老人福祉施設の施設長

平成28年4月1日から障害者差別解消法が施行され、障害者に対し不当な差別的取扱いをしないこと、また必要かつ合理的な配慮を行うことを、私たちは積極的に取り組まなければなりません。

149号の「ブロックだより」より、各地区・施設からこの障害者の差別解消と合理的配慮についての認識をより一層深め、実践していくために、このことをテーマに会員施設からご寄稿いただくこととしました。今回は、近畿地区、北陸中部地区から合理的配慮に関する考察や救護施設における取り組みをいただきましたのでご紹介します。

### 近畿

## 利用者の地域移行への合理的配慮とは

### 近畿地区救護施設協議会

「軽い知的障害のある人のえん罪が増えている。取り調べを可視化することも合理的配慮ではないか」。『福祉新聞』にこのような記事がありました。来春に迫った障害者差別解消法の施行に向けて各団体へのヒアリングが進んでいるという記事で、その一つの団体から出てきた意見だそうです。

障害者差別禁止法制定の前提基礎となっている障害者権利条約の第13条に「司法手続の利用の機会」として、「締約国は、障害者が全ての法的手続（捜査段階その他予備的な段階を含む。）において直接及び間接の参加者（証人を含む。）として効果的な役割を果たすことを容易にするため、手続上の配慮及び年齢に適した配慮が提供されること等により、障害者が他の者との平等を基礎として司法手続を利用する効果的な機会を有することを確保する」とうたっています。

これに照らし合わせれば、取り調べを可視化して当該障害者の一方的な不利益にならずに、供述内容を客観的に再確認できるよう配慮することはとても正しい方向と言えます。

他方、正当な理由が備わっていれば、合理的配慮の責を負わなくても良いとされています。その正当な理由とは、『障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン』（素案）によれば、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的のもとに行われたもので、その目的に照らしてやむを得ないといえる場合、と示唆されています。つま

り、正当な理由とはごく限られたケースだけということが理解されます。

さて、ここで課題を一つあげます。

「地域移行を果たし、地域で可能な限りの長期の滞在継続の希望をもつ精神障害者の利用者に対して、自治体財政が厳しいからと保護施設通所事業の利用を短期で打ち切りたいとするベクトルは、合理的配慮をしない正当な理由になり得るかどうか」。

障害者権利条約第19条「自立した生活及び地域社会への包容」には、「この条約の締約国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる。この措置には、次のことを確保することによるものを含む。

(a) 障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと。

(b) 地域社会における生活及び地域社会への包容を支援し、並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービス（個別の支援を含む。）を障害者が利用する機会を有すること。

(c) 一般住民向けの地域社会サービス及び施設が、障害者にとって他の者との平等を基礎として利用可能であり、かつ、障害者のニーズに対応していること。」

とあります。

この条文から、利用者のニーズに基づく施設や地域移行については、「合理的に配慮」しなければなりません。自治体の財政状況が厳しいという理由で、救護施設が主体的に行う通所事業や居宅生活訓

練事業、一時的入所について、その趣旨が十分理解されず事業開始に至らないケースや、対象者の継続利用を打ち切るなどの事例が散見されます。

このような自治体の懐具合で合理的配慮をしないことが正当化されれば、それこそ障害者への重大な差別化が助長されることにつながります。そうならないよう、私たちは常に思考の流れを止めず、一つ一つの事象に問題意識をもつ必要があるのではないかと思います。

## 北陸中部

# 障害者の差別解消と合理的配慮に向けた取り組み

八尾園(富山県)  
主任指導員 林島 弘幸

※本原稿における写真等の掲載につきましては、ご本人等の許可を得ております。

### 【はじめに】

救護施設では近年、高齢者が増加の一途をたどり、加齢に伴う身体機能・疾患による機能の低下が著しくみられます。

当施設でも急速に利用者の高齢化が進み、平成元年に57.8才だった平均年齢が今年には67.0才と約10才も上昇しました。また障害の重度化、重複化も顕著で、介助を必要とする利用者の数も年々増え、車いすを利用する利用者が平成元年には6名だったのに対し、今年には約30名と増加の一途を辿っています。このため、これまでの比較的体面面に課題がない方々を中心とする利用者を対象としていた一律の支援から、障害や利用者のそれぞれの状態に応じた個別の支援が求められるようになりました。

ここでは障害者の差別解消と合理的配慮を、職員会議や委員会で協議し、対応してきた取り組みを例示し、その課題を考察していきたいと思えます。

### 【レクリエーションや行事、サークル活動、作業などへの取り組み】

北陸三県にある5つの救護施設では、毎年、春と秋の2回、施設間の交流事業としてスポーツ大会を行ってきました。これまでは春は運動会、秋は昭和60年頃からソフトボール大会、平成10年頃からはビーチバレー大会を行ってきましたが、どの施設も激しい運動に参加できる利用者の減少から、近年、春はスカットボールなどのニュースポーツ大会、秋

そのため、近畿ブロックでは、当該制度の精神を学ぶとともに、人権擁護(虐待防止)の観点も踏まえ、平成28年度の事業計画に盛り込み研修や事例検討等の取り組みを行っていきたいと考えております。

### 参考文献

『障害者の権利に関する条約』(日本政府公定訳)、外務省  
『障害者差別解消法 福祉事業者向けガイドライン』(素案)、厚生労働省

はボーリング大会へと変更となりました。

当施設でも年間を通じて、利用者の豊かな生活のため様々な行事を企画、実施しています。その中でも春と秋、年度末の旅行はどの利用者も楽しみにしている行事ですが、バ



北陸三県スポーツ大会の様子



保養施設での食事会の様子

スの乗り降りや長時間の移動の問題、食事の問題、トイレの問題と年々、参加者が減少していました。このため、旅行を一泊で行う長距離の旅行と日帰りで行う近距離の旅行、さらにこれらに参加できない方のための近所の保養施設での食事会と3種類を準備し、実施しています。近年は食事を提供してくれる施設の理解も進み、キザミ食や軟飯、お粥などの要望に気軽にに応じていただけたり、介助用トイレやスロープなどが増えてきたのでとても助かっています。

また、春と秋に行っていた運動会はグラウンドから施設内に、競技種目もロープ巻きや宝探しから缶積みや輪投げなど車椅子利用者でも参加できるものに変更しました。

さらに、日頃行っている作業やサークルなどの日中活動についても、タオルを広げて積み重ねるだけの単純作業や塗り絵や紙芝居、カラオケといった誰でも気軽に参加できる活動を行い、一人でも多くの利用者が参加できるように心がけています。

### 【要介助者への対応】

救護施設は介護施設ではないため、リハビリなど身体機能の向上に向けた取り組みというものは明確に確立されていませんが、筋力向上の一貫として車いす利用者・虚弱高齢者対象のアクティビティサービス（塗り絵やカラオケ・ボール遊び）の提供や、日常生活基本動作を行う上で自己効力感を引き出せるような声掛け・支援を行い、身体機能の維持を目指しています。介護的要素が強い研修などへ行く機会は比較的少ない状況ですが、基本的知識として保有すべき事項を重視しながら過度の安静・過剰な介護の不必要性を理解した上で支援に臨んでいます。

設備面でも環境側に改善すべき課題がありますが、リスクマネジメントを行い、可能な限りの過ごしやすい環境を完備し、事故を未然に防止しています。また利用者・職員双方の身体的負担軽減としてスライディングシート・スライドボード・リフト・自助具を使用しています。福祉用具を使用することによって利用者の残存機能を活用するだけでなく、



スライドボードを使用した移乗の様子

関節可動域・行動範囲・価値観の範囲も広がっていき、楽しみや生きがいが増えていくこともあると思われます。

### 【カロリーに注意が必要な方への対応】

当施設では約30名の利用者が糖尿病により毎日の摂取カロリーを制限されており、これまでたいへんなストレスとなっていました。

このため毎日の食事において従来の献立を見直し、利用者全員が満足できる食事内容を提案し、実施しました。従来の糖尿病食は、一日の総エネルギーを1,600kcal、ご飯を1食200g（約335kcal）と制定し、1,600kcalを超える場合は、主菜や副菜、デザートのを量を半分にしていました。しかし、この方法は利用者には不評であり不満の声が上がっていました。

ご飯1食200gという値は2010年版の食品交換表に基づくものであり、現在ではその値が見直され新たな値が設定されています。そのため今回、職員間で糖尿病食について話し合いを行いました。ご飯を180g（約300kcal）に設定し直し、減らした分のエネルギーを主菜や副菜に振り分ける新しい食事提供方法を考えました。実施にあたり、利用者自身に糖尿病の病識を持っていただく説明会と新しい食事提

供の説明をしました。説明会終了後、利用者の方々からは「ご飯が少ないのは嫌だ」「お腹がすく」などの声が上がりました



利用者への提案の様子

が、次第に主菜や副菜が他の利用者と同じ量を食べられるということで、満足する利用者が増えていきました。

また食事だけではなく、利用者の高齢化や重度化が増加に伴い、施設外へ買い物に行くことが難しい方も多くおられます。多くの利用者が施設内でも買物を行える楽しみを持っていただくために毎週、火曜日と金曜日に施設内で職員がお菓子やジュースの販売を行っています。この際も糖尿病を持つ方には他の利用者とは別の場所で低カロリー・小袋で個包装のお菓子を準備し販売しています。持病を持つ方でも売店で買物を行える機会や買った品物を自己管理することでとても喜ばれています。

このように、現状を見直すことで利用者の健康増進と満足度の向上を図り、他の利用者との格差をできるだけ減らせるように、これからも努めていきたいと思っています。

### 【まとめと提言】

生活保護を受給している方やハンディキャップを背負った障害者に対して、偏見や固定観念にとらわれないように支援者自身の倫理性を高めることは、とても重要です。偏狭な考え方とならないよう、常に利用者本位で利用者自身の自立した生活を目指し、特有の長所を見つけ伸ばしていき、さらにインテグレーションを意識した支援が求められています。

当施設では、長期の施設利用により介助が必要になった方々や、これまでに無かった支援を要する新規利用者の増加とともに、職員は様々な対応を求められるようになってきました。このため職員自身が研修などでより多くの知識を得、技術を身につける必要があると思われます。個別支援計画によって掘り起こしたニーズに対し、限られた設備やマンパワーで対応するのはとても大変なことではありますが、障害者だからと言って過剰に特別扱いは避け、尊厳や人権を尊重し、自己実現に向け配慮すること、またその人の価値観を認め、相互性を高めることで、これからも創意工夫しながら、利用者の生活がより豊かになるよう努めていこうと思います。

# 行動

# 指針

# レポート

中国四国地区救護施設協議会  
九州地区救護施設協議会

平成27年度は「救護施設が取り組む生活困窮者支援の行動指針」への取り組みの最終年度になります。先般は平成27年度「行動指針」に示された生活困窮者支援の実施状況調査にご協力いただきましてありがとうございました。

これまで、全救協では「行動指針の手引き」の作成や「行動指針に示された生活困窮者支援の実施状況調査」を毎年行いながら取り組みの推進を図っています。さらに、全救協会員施設の皆様に「行動指針」をよりご理解いただくために、146号から各地区・施設における「行動指針」に掲げる事業の実践レポートをご紹介します。

今回は、中国四国地区(たしま寮(岡山県))、九州地区(大分県深泉寮)からのレポートです。なお、平成27年度「行動指針」に示された生活困窮者支援の実施状況調査結果も併せてご紹介します。

## 中国四国

### たしま寮における 「行動指針」への取り組み

たしま寮(岡山県)  
施設長 宇野 省一

#### <はじめに>

「救護施設が取り組む生活困窮者支援の行動指針」について、女性のための救護施設であり、公設公営から民営へ全面移譲された経緯のある施設が、その特異性を発揮した取り組みについてレポートします。

#### <カテゴリ① フェーズA (居宅生活訓練事業による地域生活支援) >

たしま寮は居宅生活訓練事業のために、独自事業として平成22年9月に敷地内に、自立支援棟を建設し、事業をスタートしました。

公設公営の施設であったため、ほとんどの入所者が著しい障がいを持つ女性の要保護者でした。特に、知的で重度の重複障がい者が過半数で、在籍期間の平均23年、他種別施設(主は高齢者施設)への移行のための典型的な通過施設でした。

民営化となり、個別支援計画での重要支援内容の地域移行に目を向けると、地域移行に必要な入所者(DV被害者等)の存在に気づきました。

施設としてあらゆる要望に対応できる体制を持つべきと考え、制度として適応できないのであれば、独自で道をつける以外にないと考え、自立支援棟を敷地内に建設しました。

実績は自立支援棟を利用して地域移行した者2名、途中で訓練を休止した者1名です。

一時入所事業は、居室の空き利用で可能ですが実績はありません。

#### <カテゴリ③ フェーズA (地域住民との交流事業) >

公営の時代より、地域住民並びに地域の小学校等との交流は非常に盛んで、地域の運動会、小学校の運動会、学芸会(文化祭)等での相互交流が長年にわたり活発に実施されていました。

また、たしま寮主催で、地域住民との交流事業として大夏祭を実施していました。しかし、東日本大震災以降3年間程地域交流を中断しました。

再度、地域交流を復活させましたが、「継続は力なり」のことわざどおり、以前のような活発な交流は全く望めませんでした。プツリと切れた糸を修復するには、時間をかけて信頼関係を少しずつ積み上げていく以外にありません。

たしま寮主催の、地域交流の目玉であった大夏祭りを、秋祭りとしてリニューアル実施しましたが、地域の来場者は大激減、大夏祭りの時は、会場に溢れんばかりの黒山の人だかりでしたが、会場にはボランティアと入所者だけという、閑古鳥の鳴くような結果の秋祭りとなってしまいました。

翌年より、秋祭りのアトラクションを地域の小学生に依頼することで、地域住



自立支援棟の外観



自立支援棟内部の様子

民の集客アップに繋げることができました。この秋祭りが、以前の大夏祭りのように地域の行事として根付くよう、さらに努力を重ねて行きたいと思います。

#### <おわりに>

「行動指針」最終年度にふさわしい模範となるような取り組みのレポートが相応しいとは思いますが、失

敗を重ねつつも皆が一丸となって知恵を絞りだし協力・努力して、成果を上げている状況が少しでも伝わればと思います。

今後、地域のセフティーネットの役割を十分発揮しながら、地域貢献、地域交流をより活発に推し進め、地域に根差した救護施設として職員一丸となって取り組んでいきたいと思っています。

## 九州

### 生活困窮者自立支援棟 「けいせんプラザ」の整備

大分県溪泉寮  
寮長 糸永 倫子

#### <はじめに>

大分県溪泉寮（以下、「溪泉寮」という）は、昭和36年7月に県立の救護施設として速見郡日出町に建設されました。昭和42年から社会福祉法人大分県社会福祉事業団が運営を委託され、平成16年度から土地建物の譲渡を受け自主運営を行っています。

今般、標記施設を敷地内に整備することとなりましたので、報告いたします。

なお、「プラザ」は「広場」という意味のスペイン語ですが、引きこもっている人には「ここまで出てきてください」、今日明日の住むところに困っている人たちには「ここで休んでください」というメッセージを込めています。

#### <救護施設としての役割>

溪泉寮は、単に生活保護受給者の受け入れだけでなく、「必要な人に必要なサービスを」をテーマに掲げ、地域社会の多様なニーズに対応してきました。まず、入所については、他の福祉施設での利用が困難な精神科病院からの退院者、ホームレス、多重債務者、刑余者、DV被害者などを積極的に受け入れてきました。また、地域移行が可能な方にはグループホームやアパートでの生活を勧め、ご高齢の方には有料老人ホームを紹介するなどにより、滞留しない、いわゆる「通過型」の施設を目指してきました。

さらに、全救協が行動指針の中で推奨する居宅生活訓練事業や保護施設通所事業、一時入所事業などにもいち早く取り組み、地域で生活する方々への支援に努めてまいりました。

#### <生活困窮者問題の認識>

平成24年度から障害者総合支援法に基づく相談支援事業を日出町から受託したことにより、新たな問題を

意識するようになりました。溪泉寮はご利用者の65%が精神障がい者という特性から、精神障がい者本人からの相談をイメージしていましたが、ご本人からの相談は全くありませんでした。相談されるのは対応に困ったご家族や友人、ご近所の方であり、役場の保健師さんからの情報提供が主なものとなりました。

また、相談内容も「親が急に病気となり、在宅生活が難しくなった」、「20年以上引きこもっている」、「ゴミ屋敷になっている」など、障害そのものというより、そこから派生する生きづらさ、家族間関係のこじれなど、経済的な困窮に留まらない幅広いものでした。さらに、相談内容が複層的なため、対応すべき機関に有効につながっていないということも分かりました。

しかし、このような問題に対処するためにこそ「救護施設」があり、率先して取り組むべき課題だと認識にたどり着きました。

#### <宿泊を伴う支援施設の必要性>

相談の中には、生活保護をはじめとした福祉各法（高齢者、障害者等）のいずれにも該当しないけれども、現に困っている方がいました。また中には、家庭での支援が望めないというより、家族と切り離し生活そのものを立て直すことが望ましいという方もいました。そのためにはある程度長いスパンで宿泊し、睡眠や服薬、三度の食事といった基本的な日常生活の支援ができる施設が必要です。県内には公的に対応できるものはなく、民間シェルター的なものがその役割の一部を担ってはいますが十分とは言えません。

このような施設は、今度の生活困窮者自立支援法でもその役割が期待されています。特に、任意事業である「就労準備支援事業」では、生活の立て直し→軽作業→一般就労と段階的な支援スタイルがイメージされています。そして、宿泊施設として「無料低額宿泊所」の利用が提唱されています。このようなことから、溪泉寮内に無料低額宿泊所を建設しようという方向が定まりました。

#### <「けいせんプラザ」の概要>

昨年10月からプロジェクトチームを立ち上げ検討した結果、鉄筋コンクリート造りで延べ床面積 453㎡の

3階建てとなりました。1階が相談室と事務室、2階が男性用居室、3階が女性用居室です。居室数は各階4室で計8室、居室内にトイレを設け、スプリンクラーも備えています。簡単な自炊はできますが、三食とも溪泉寮が提供できる体制をとります。支援員は3名を専従とします。利用料は、1泊3食で2,500円に設定しました。12月1日の開設を心待ちにしています。

しかしながら、運営面では大きな不安を抱えています。一番利用していただきたいのは生活困窮者自立支援法の支援対象者として自治体から宿泊支援を委託された方（下記フローチャート参照）ですが、この8室がその方々のみで全て埋まることは難しいと考えています。

そのため、この居室を生活保護関係の事業（緊急一時保護事業、一時入所事業）用の居室としても使うことにしています。また、障害者総合支援法の短期入所事業の届け出をし、居室を効率的に活用したいと考えています。このように生活困窮者自立支援法と生活保

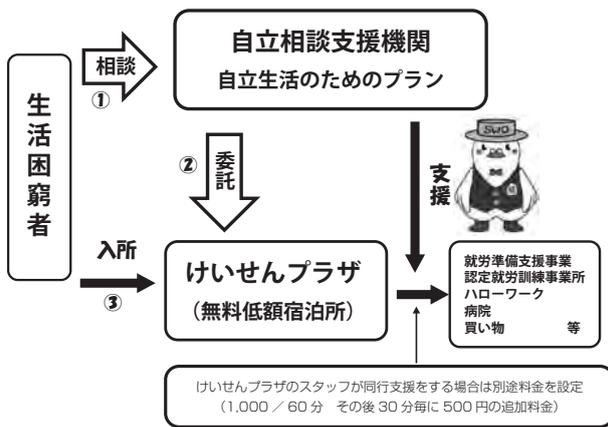
護法、さらには障害者総合支援法の三法に「柔軟に」対応するというのが、これまでにない新しいタイプと考えます。

今回の施設整備は、国庫及び県費の補助金だけでなく民間公益団体の助成金にも頼らずにいわば「自前」の予算で対処しています。そのため、法人の経営面では大きな負担になっていますが、補助金の縛りが無い分自由な発想が許され、早期に着工することができました。

<結びに>

7月から約1か月かけて、県や市町村、市町村社協などを訪問し、「けいせんプラザ」の利用をお願いしました。しかし生活困窮者自立支援法そのものへの対応はまだこれからといった状態でしたので、一層の周知に努めなければいけません。

今回このような形でお知らせの場を設けていただき感謝いたします。次の機会には、居室利用の状況、効果、支援の具体例などを報告できるよう頑張ります。



「けいせんプラザ」完成予想図

救護施設が取り組む生活困窮者支援の行動指針に掲げる事業取り組み状況調査結果

「行動指針」に掲げる事業	達成目標値	平成25年		平成26年		平成27年			
		第1回(3/31)		第2回(8/1)		(7/1)		(8/1)	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
(1)①A 一時入所事業による緊急保護支援	100%	129	70.5%	133	72.7%	160	87.0%	171	92.9%
(2)①A 救護施設居宅生活訓練事業	100%	67	36.6%	75	41.0%	141	76.6%	147	79.9%
(3)①A 利用者の地域や他種別施設等への移行促進	100%	155	84.7%	153	83.6%	169	91.8%	180	97.8%
(4)①B 保護施設通所事業による居場所確保と相談支援	70%	39	21.3%	40	21.9%	79	42.9%	105	57.1%
(5)①B 精神保健福祉士による地域の精神障害者への支援	70%	55	30.1%	62	33.9%	100	54.3%	110	59.8%
(6)①B サテライト型施設(入所、通所)	70%	3	1.6%	3	1.6%	22	12.0%	29	15.8%
(7)②A 地域との連携による総合相談への対応	100%	31	16.9%	34	18.6%	89	48.4%	117	63.6%
(8)②B 居宅生活移行支援事業への取り組み	50%	89	48.6%	89	48.6%	107	58.2%	133	72.3%
(9)②B 家計・生活指導を通じての生活再建支援	50%	97	53.0%	98	53.6%	100	54.3%	129	70.1%
(10)②B 中間的就労の場提供	50%	37	20.2%	38	20.8%	72	39.1%	87	47.3%
(11)②B 災害時における被災者の自立支援	50%	102	55.7%	103	56.3%	130	70.7%	144	78.3%
(12)②C 包括的支援拠点(総合相談支援センター等)の設置	30%	13	7.1%	21	11.5%	53	28.8%	62	33.7%
(13)②C 刑余者に対する自立支援(自立準備ホーム等)	30%	66	36.1%	64	35.0%	111	60.3%	117	63.6%
(14)②C DV被害者等の保護と生活支援(緊急一時保護所等)	30%	108	59.0%	110	60.1%	139	75.5%	157	85.3%
(15)③A 地域住民との交流事業	100%	172	94.0%	173	94.5%	181	98.4%	183	99.5%
(16)③A 施設機能の地域への開放	100%	138	75.4%	139	76.0%	153	83.2%	173	94.0%
(17)③A 施設退所者、生活保護脱却後の人々への自立支援	100%	61	33.3%	61	33.3%	98	53.3%	129	70.1%
(18)③B 生活困窮者の居場所づくり	50%	56	30.6%	56	30.6%	94	51.1%	102	55.4%
(19)③B 生活困窮者への訪問型支援	50%	24	13.1%	25	13.7%	54	29.3%	88	47.8%
(20)③B 生活困窮にある子ども世帯への学習・生活支援	50%	4	2.2%	4	2.2%	20	10.9%	31	16.8%
(21)③B 災害時の施設機能の提供	50%	108	59.0%	114	62.3%	142	77.2%	156	84.8%
(22)③C 包括的な総合相談支援機能の拠点づくり	30%	34	18.6%	40	21.9%	94	51.1%	111	60.3%

全教協調べ ※実施予定を含む

## 7月

7月 7日 (火)	第1回調査・研究・研修委員会 (於：商工会館)
7月22日 (水)	社会福祉推進議員連盟主催 改正社会福祉法意見交換会 (全国厚生事業団体連絡協議会) (於：自由民主党本部)
7月28日 (火)	第2回理事会 (於：全社協)

## 8月

8月 5日 (水)	第1回制度・予算対策委員会 (於：全社協)
8月 5日 (水)	第1回救護施設における生活困窮者支援に関する特別委員会 (於：全社協)

## 10月

10月 7日 (水)	第3回理事会 (於：札幌パークホテル)
10月 8日 (木)～ 9日 (金)	第39回全国救護施設研究協議大会 (於：札幌パークホテル)
10月22日 (木)	全社協・福祉懇談会 (於：全社協)

(9月・11月は会議開催なし)

## インフォメーション

## ◆「救護施設PRパンフレット」の改定について

このたび「救護施設PRパンフレット」のデザインを一新し、「救護施設が取り組む生活困窮者支援の行動指針」をもとに救護施設が生活困窮者支援や地域貢献事業に取り組んでいる状況を盛り込むとともに、利用者の自立支援・自己実現を図る救護施設の機能等を加筆した改訂版を作成いたしました。現在、1セット (100部) を2,500円 (送料含む) で頒布しております。購入希望につきましては、必要部数、送付先を明記のうえ、全救協事務局までFAX (No.03-3581-2428) にてご請求ください。



## ◆平成27年度全国厚生事業団体連絡協議会研究会議の開催について

全国厚生事業団体連絡協議会 (厚生協) は、厚生事業関係施設が実践の交流等とおしてノウハウ等を共有し、より質の高い支援を行うための場として平成27年度全国厚生事業団体連絡協議会研究会議を開催します。本年度は特に厚生協「生活困窮者自立支援に向けたネットワーク構築に関する検討特別委員会」における検討内容を共有し、関係施設間をはじめとするネットワークづくり等に向けた協議を行います。

日程及び会場は下記のとおりです。「開催要綱」等は各会員施設に配付しております (全救協ホームページよりダウンロード可)。多くの申込みをお待ちしています。

◇日 程；平成28年1月26日 (火)～27日 (水)

◇会 場；全社協 灘尾ホール、会議室 (東京都)

平成27年11月30日 発行  
 発行人●大西豊美 編集人●小林健治  
 発行●全国救護施設協議会

(全国救護施設協議会・事務局)  
 〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部内  
 TEL 03-3581-6502 FAX 03-3581-2428 <http://www.zenkyukyo.gr.jp>